

2021年度事業計画

I 空港ターミナルビルの事業環境など

1. 経済状況と空港

新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、日本及び各国に甚大な影響を及ぼしている。時流に乗って業績を積み増す産業が出る一方で、過去に例を見ない規模で停滞や後退を招いている業界があるなど、二極化の傾向が鮮明になっている。WHO（世界保健機関）によるパンデミック宣言から1年以上経過した現在も収束の兆しは見えず、人々は生活様式まで変えざるを得ない状況にあり、傷ついた経済を元に戻すことは容易ではない。さらに、世界的な温暖化等の問題、常態化・激甚化する自然災害、加速する少子高齢化と人口減少、近隣諸国との安全保障問題などの中で、感染症の拡大は日本経済に否応なく計り知れない影響を及ぼしている。

2021年度は、収束の見えない感染症に対し、ワクチン接種の進展などの政府の施策に気を緩めることなく感染防止に努め、命と雇用を守る活動と事業の継続維持を図り、感染の長期化に伴う企業や雇用のマイナスのインパクトに対し、引き続き注視していく必要がある。

空港については、近年、新型コロナウイルス感染症問題の発生までは訪日外国人旅行者数は順調に増加し、地方空港におけるLCCも順調に拡大してきた。しかしながら、感染の広がりや世界や我が国の航空業界を一変させ、甚大な影響をもたらした正念場を迎えている。国内航空会社においては、ポストコロナの環境変化も見据えて、抜本的なコスト削減やリスク耐性を強化するための航空以外の事業への取り組み等、新しいビジネスモデルへの変革に向けた様々な施策が検討・実行されている。さらに、政府による緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置などの感染防止策が繰り返し実施される中であって、会員各社は感染症対策と事業の維持を図りながら、今後の人々の行動や企業活動の変容など、事業に与える影響の進展について慎重に注視していく必要がある。

2. 空港の課題と役割

国内の空港は、収束が見通せない感染症の長期化に伴い、航空需要等の回復には相当の期間を要することが想定される。このような時こそ、当協会と会員各社は会員間の連携を一層深め、各社従業員とお客様の感染防止と事業維持に最大限の努力を傾注し、空港機能の維持を図っていくことが必要である。

このため、感染症拡大の長期化で甚大な影響を受けている会員各社の事業運営について、経営面を修復しこの難局を克服するため、事業収支及び資金繰り等の対応

について、協会としても情報共有を徹底し、国へ支援要望を行っていく。

その上で、今後のワクチン接種の進展と感染症の状況、経済の動向や航空事業の回復状況等を注視しつつ、ポストコロナにおける観光ビジョンの政策変更等を踏まえ、空港経営改革、東京オリンピック・パラリンピックの開催、技術革新と安全で利便性の高い航空ネットワークの実現、テロ対策の徹底、地方空港インフラの充実と地域の活性化、二次交通に関する環境整備、ユニバーサルデザイン化、防災・減災対策及び感染症予防対策等の諸課題に対し、事業の維持・効率化を図りつつ、国と連携し取り組んでいく。

3. 事業運営の基本的方向

2021年度において、(一社)全国空港ビル事業者協会は、感染症の影響を克服するとともにポストコロナに備えるため、会員事業者の経営面の修復と感染症の克服に関し、適時適切な情報交換と国への要望を行い、より一層、会員間の連携と結束を強めていく。

さらに、経済状況の回復、政策変更の動向、航空事業者の回復状況、人々や企業活動の変容等を踏まえ、引き続き、空港利用者の安全・安心を最優先課題として、情報交換を密に組織を拡大・充実し、空港ターミナルビル事業を徹底して支援して各社の利益増進と地位の向上を図り、航空業界が健全な発展を遂げられるよう、諸活動を積極的に推進する。

II 組織活動

1. 協会活動の強化

2021年度当初の会員数は正会員 57 社、特別会員 3 社、賛助会員 55 社の合計 115 社である。

この難局を克服し事業者団体としての意義を高めるため、新型コロナウイルス感染症への対応と各社の事業運営の維持に注力すると同時に、組織拡大に向けた未加入空港ターミナルビル事業者や空港運営事業者に対する入会活動に継続して取り組み、会員数の増加を図る。また、協会活動の強化のため、委員会活動の質の充実強化を図り、会員間による情報交換の充実に努め、社会への情報発信も行い、国との意見交換や航空運送事業者等の関係団体との連携も一層強化して、空港経営改革の進展に対して的確に対応していく。

さらに、重要な政策課題について、今年度も国への提言・要望などを行い、会員事業者のさらなる経営改善と協会の社会的価値、存在意義の向上に努める。

なお、2021年度の会員各社は、前年度以上に厳しい経営を余儀なくされるものと考えられることから、事業費の執行において一層の効率化と節約に努める。

2. 定時総会

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、宮崎県で開催を予定した第3回定時総会の開催が見送られ、これに代わり決議事項についての書面による決議を確実に実施し、会員間の結束を図る。

3. 理事会

理事会を適時開催し、会員各社が置かれている厳しい事業活動の円滑な運営、政策提言・要望活動及び進展する空港経営改革への具体的な対応等に関し、定款に基づき、議決又は承認すべき事項等について審議する。

4. 常設委員会活動

感染拡大の長期化を踏まえ、協会事業の中心的な活動として、2021年度においても以下の6項目を各委員会共通のテーマとし、航空利用者の早期回復を図るための感染拡大予防ガイドライン実施の徹底、テナント等施設利用者への対応及び関係事業者や地域との連携等について、それぞれの委員会において時期を得た取組みを行う。

また、各委員会の従前の活動テーマについては、航空需要等の回復状況を見ながら、実効性のある活動ができるよう柔軟に取り組んでいく。

具体的な活動については、会員各社の状況や意見・要望等を十分に把握し、委員所属会社のご理解とご支援を賜り、WEB会議等を活用し、速やかに且つ効率的に取組みを進め、活動経過や成果を理事会に報告して会員への情報共有を行う。

- (1) 感染予防対策の徹底
- (2) ニューノーマル（新たな状態・常識）に向けた対策
- (3) 政策動向の変化への対応
- (4) 新たなコミュニケーションツールの策定
- (5) 従前の活動の整理と需要回復後に向けた準備
- (6) リアルとオンラインを組み合わせ一層の無駄を省いた効率的な運営

5. 広報・会員サービス活動

(1) ホームページ

ホームページ掲載内容の充実を図り、一般にも協会への理解と関心を深め、協会活動の高みを目指す。このため、最新の協会活動及びイベント等を分かり易く社会に周知する。

(2) 機関誌「Air Terminal」

会員等に対し、空港ターミナルビルのTOPICS、最新の行政情報及び賛助会員の事業紹介や技術情報などを分かりやすく提供する。

(3) 協会情報共有サイト

会員に対し、協会の諸活動、空港ターミナルビルの運営全般に関する情報、サイバーセキュリティ情報、行政に関する通知・連絡、政策動向等を日常的に提供し、協会及び会員各社間の情報交換が迅速かつ分かり易くできるよう利用方法の説明等を行い、一層の活用と内容の充実を図る。

(4) 全国空港ターミナルビル要覧

会員に対し、最新の会員企業の情報や空港の現況を分かり易く提供できるよう、会員各社の情報更新について協力を頂き、一層の活用と内容の充実を図る。

(5) 会員向け協会保険制度

スケールメリットを活かした割安な保険料で、災害等万が一の際の会員各社の運営、リスク管理に役立つ協会独自の「空港管理者賠償責任保険制度」について、内容充実と加入斡旋を図り、会員のメリット拡大に努める。

(6) 統一活動

協会の事業と会員各社の取組みなどを分かり易く社会へ周知するとともに、会員各社の賑わいづくりや地域の振興に資する全国的な統一活動の実施に努める。

5. 航空関係事業者及び関係団体との連携

(1) 定期航空協会

定期航空協会との間で、前年度に行った航空分野における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの策定と利用者への広報や航空分野のイノベーション推進官民連絡会（セミナー）等に引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応、保安・安全対策及びサービスの向上等、共通する政策的課題について情報交換等を行い、一層連携した活動に努める。

(2) 中央大学研究開発機構 秋山研究室及び(公財)交通エコロジー・モビリティ財団

国が進める空港のバリアフリー及びユニバーサルデザイン化に関し、専門的知見を有し、先進的活動を実施する中央大学研究開発機構の秋山研究室及びエコモ財団と連携・協力を行い、地方空港のユニバーサルデザイン診断やセミナー等の各種事業活動を引き続き実施し、会員空港におけるバリアフリー事業の強

化及びユニバーサルデザイン化の促進に関するご支援を頂くと同時に、共同事業を実施する。

(3) 空の日事業

民間航空に対する理解の増進に寄与するため、引き続き「空の日」・「空の旬間」実行委員会に参加し、会員活動と共に航空の啓蒙活動事業に努める。

(4) (公社)日本観光振興協会

日本の観光需要を回復して振興を図るため、GO TO トラベル等の施策実施で連携するとともに、各種事業を行う(公社)日本観光振興協会の会員として、引き続き理事会及び定期総会に参加し、会員における地域の観光促進活動を強化する。

(5) (一財)航空保安協会による空港救急医療従事者傷害補償

全国の空港における空港救急医療体制の充実に寄与するため、引き続き「空港救急医療従事者傷害補償制度」に関する事業活動に協力する。

(6) 海外交通・都市開発事業支援機構

国の要請の下、平成26年度に出資した株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の事業について、会員の海外空港運営事業の参入に協力するため、引き続き同機構株主総会や事業説明会等に参加し情報共有を行う。

(7) 空港アクセスバス・アライアンス協議会

航空旅客の利便性向上のため発足した空港アクセスバス・アライアンス協議会の事業に協力し、訪日外国人旅行者やLCC利用者などお客様の更なる利便性向上並びに会員空港の利用促進及び観光促進に努める。

6. その他の活動

(1) 空港経営改革対応

空港経営改革に関する最新情報を引き続き会員へ提供し連携強化を図る。

(2) 国との連絡調整について

新型コロナウイルス感染症の影響に関する会員事業者の経営面等に関する調整及び要望の提出、国からの法令改正や補助金等の通知、会員周知や調査等の依頼事項に関する調整、航空行政に関する情報収集及び把握に努め、会員と情報共有を図る。また、重要事項に関して国と意見交換し連携を図る。

以上